

＝歳末たすけあい義援金配分事業＝

村民の皆様の暖かいご支援を頂きながら毎年12月に実施しております「歳末たすけあい義援金運動」で集まった募金は、支援を必要としている方々が地域の中で安心して暮らしていただくことができるよう、年末年始に合わせて様々な活動に配分されております。

この度、歳末たすけあい義援金配分事業の一環として、下記の事業を実施することと致しましたので、対象となる方は申請の程よろしくお願いたします。

～図書引換券交付事業～

1. 事業の目的

一人親世帯の18歳未満の子ども及び障害者手帳を保持する18歳未満の子どもを対象とし、図書引換券を交付することで、子どもの学習活動を支援します。

2. 対象となる方（満18歳であっても高校在学中は対象とする）

①ひとり親世帯の18歳未満の子ども

②療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳未満の子ども

（年齢基準日：令和元年12月1日）

3. 交付金額（図書引換券金額）

今年度集まった義援金の募金額に応じて、図書引換券の金額を決定します。

4. 申請方法

対象となる子どもの保護者は、申請用紙に必要事項を記入の上、留寿都村社会福祉協議会（役場横）へ提出してください。申請用紙は社会福祉協議会へ請求して下さい。

～おせち料理配食事業～

1. 事業の目的

80歳以上の高齢者独居世帯及び夫婦世帯を対象とし、年末におせち料理を配食することで、高齢者の在宅生活を支援します。

2. 対象となる方

①80歳以上の高齢者独居世帯及び夫婦世帯（夫婦どちらも満80歳以上とする）

②配食サービス事業利用者

3. 配食内容

村内業者の調理したおせち料理

4. 申請方法

配食を希望される方は、社会福祉協議会まで連絡願います。

社会福祉協議会職員が申請書類を持参してご自宅に伺い、事業の内容を説明したうえで、申請書に記入押印していただきます。

《申し込み締め切り》

いずれの事業も申し込み締め切り**令和元年12月18日（水）**です。

《審査方法及び受取方法》

いずれの事業も、提出された申請書は、留寿都村社会福祉協議会及び民生委員協議会にて審査し、後日結果を文書にて通知いたします。
配分が決定した世帯には、12月下旬に引換券・おせち料理をそれぞれご自宅にお届けします。

《お問い合わせ先》

〒048-1731 虻田郡留寿都村字留寿都176番地4 社会福祉法人留寿都村社会福祉協議会 TEL:0136-47-2222 FAX:0136-47-2420

～社会福祉法人留寿都村社会福祉協議会～